

苫小牧市発注建設工事の適正な施工の確保について

苫小牧市

苫小牧市発注の建設工事を適正に施工するに当たり、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）その他関係法令等の規定はもとより、苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 27 年苫小牧市条例第 33 号）、苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱等を遵守するとともに、次の事項に十分留意してください。

1 地元業者（苫小牧市内企業）の優先活用について

- 公共工事は地域経済を下支えする大切な事業です。苫小牧市発注の建設工事の一部を下請業者に請け負わせる場合、工事資材を調達する場合には、苫小牧市中小企業振興条例（平成 25 年苫小牧市条例第 5 号）及び苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱の趣旨を御理解いただき、可能な限り地元業者を活用するよう配慮してください。
- 受注者は、工事請負契約約款第 7 条の規定により、下請負に付す場合は発注者である市に報告義務があります。令和 6 年 3 月 29 日以降に契約する案件から施工体制台帳の提出により報告することになります。
- また、やむを得ず市外業者を選定しようとする場合は、下請保護要綱第 4 条第 2 項の規定により、施工体制台帳に苫小牧市外業者選定理由書を添付して提出しなければなりません。

2 適正な施工体制の確保について

（1）著しく短い工期の禁止

- 改正建設業法第 19 条の 5 において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意してください。

（2）施工体制台帳等の作成及び提出

- 公共工事については、下請金額に関わらず下請契約を締結した元請業者は、請負代金の額を明示した請負契約書（二次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳を作成し、その写しを市に提出しなければなりません。（建設業法第 24 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条）
- 下請契約の追加があればその都度、提出してください。
- 施工体制台帳には建設工事の従事者の氏名や有する資格の情報を記載することとされているほか、令和 2 年 10 月から施工体制台帳の一部として作業員名簿の作成が義務付けられています。
- 苫小牧市では、北海道様式を推奨しています。
- 施工体制台帳及び作業員名簿の記載に代えて、建設キャリアアップシステムに情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替が可能です。
- 施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。施工体制台帳の写しの提出時に市に提出してください。

（3）技術者等の適正配置

- 工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることがないように、適切な資格、技術力を有する技術者（主任技術者、監理技術者等）を適正に配置してください。
- 建設業法における工事現場に配置する技術者の資格等については、「建設工事等に係る入札事務マニュアル」にまとめていますので参照してください。

(4) 技能士の活用

- 苫小牧市公共工事における技能士活用に関する要綱に基づき、技能士に施工させるべき工事については、技能士を指定し、施工させなければなりません。また、技能士を指定したときは、技能士指定通知書を提出しなければなりません。

(5) 地元労働者、季節労働者の雇用

- 労働者の雇用に当っては、地域の活性化にもつながることから、地元労働者及び季節労働者の雇用に配慮してください。

3 下請契約の適正化について

(1) 下請契約の締結

- 本市発注工事（公共工事）については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、一括下請負は全面的に禁止されています。
- 下請契約を締結するに当たっては、建設業法に基づき、下請負に係る施工責任範囲、施工条件を明確にし、適正な価格で書面による契約を締結してください。
- 下請代金の設定に当たっては、書面による見積依頼、建設業法施行令（昭和 31 年第 273 号）第 6 条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順を経て、施工責任範囲、施工条件等を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定するよう留意してください。
- 改正品確法及び改正品確法基本方針において、公共工事等を実施する者は、元請負人に限らず全ての下請負人も含め、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者等の責務とされたことに留意し、法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適切に含んだ額による下請契約となるよう、見積書に関しては、法定福利費を内訳明示した見積書（専門工事業団体が作成した標準見積書等）を活用し、双方の協議においてはその見積書を尊重するようお願いします。
- これらは変更契約においても同様です。

(2) 下請代金の支払い

- 下請代金の支払いは、下請業者や現場で働く労働者に不利にならないよう、できる限り現金で速やかに支払ってください。
- やむを得ず現金と手形を併用するときは、現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払いとしてください。
- 手形払いの手形期間は、60 日以内のできる限り短い期間としてください。
- 出来形部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを受けたときは、その日から 1 か月以内のできる限り短い期間内に、その支払の対象となった工事を施工した下請業者に対し、支払を受けた額に相応する下請代金を支払ってください。
- 市から前払金の支払いを受けたときは、その日から 1 か月以内のできる限り短い期間内に、前払金使途の支払先である下請業者に対し、資材の購入、建設労働者の募集その他工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払ってください。

(3) 下請業者（二次以下の下請業者を含む。）への周知等

- 受注者においては、苫小牧市発注建設工事に係る下請保護要綱についてこれまでも御理解・御協力いただいているところですが、一次、二次以下の下請業者が再下請に付す場合においても下請保護要綱の遵守に努めていただけるよう、市から配布する下請保護要綱ポスターの現場事務所掲示、「下請保護要綱の遵守の徹底について」の下請業者への配布等により周知、指導をお願いします。

4 労働者福祉の向上について

(1) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の本運用について

- 建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い、処遇改善、勤怠管理の利便性向上、現場の生産性向上を図るため、平成31年4月から建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」と表記）が本運用となっており、あらゆる工事での完全実施が国の目標とされていることに留意してください。
- CCUSの運用分野としては、現場情報・契約情報の登録、施工体制登録、現場入場の際の社会保険加入確認、資格等の情報、就業履歴の蓄積、施工体制台帳記載及び作業員名簿の代替、建退共掛金の納付管理などが実施・検討されています。
- 元請負人はCCUS登録事業者を下請負人として選定することが推奨されています。

(2) 建設業退職金共済制度の活用

- 請け負った工事に下請業者（二次以下の下請業者を含む。）の分も含めた労働者に必要な枚数の証紙を購入し、建設業退職金共済掛金収納書届を契約締結から1か月以内に市に提出していただきます。
- 下請業者に必要枚数を現物交付し、退職金共済手帳への証紙の貼付状況について報告を受けるようにしてください。工事完成時には、自社分と二次以下を含む下請業者分をとりまとめ、建退共証紙貼付実績表を市に提出していただきます。
- 建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づく退職金制度です。労働者福祉の観点から、建退共制度の対象労働者を雇用する下請業者が未加入の場合は、加入を勧めてください。
- 建退共掛金の納付手続きについては、従前の証紙方式とCCUS活用による電子申請方式があり、いずれか一方を選択することとされています。証紙方式の履行確認強化の運用が開始予定であるため適正な運用を行うよう留意してください。

(3) 各種保険の加入

- 各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康（医療）保険、厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付に努めてください。
- 本市では、平成30年10月より一次下請業者について、原則、社会保険等加入業者に限定しています。詳細については市ホームページの「建設工事における下請業者への社会保険等未加入対策について」を御確認ください。
- 二次以下の下請業者については、施工体制台帳（再下請負通知書）により、社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導してください。

※社会保険等の未加入業者とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入する義務があるにもかかわらず各保険に加入していない建設業者をいいます。加入義務のない事業者は、適用除外となり未加入には当たりません。

※建設業における社会保険等の加入については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（国土交通省）」を参照してください。

※法定保険等は、法人・個人事業主の別や規模等により加入すべき保険が異なります。適切な社会保険については、配布資料「適切な保険の確認シート」を下請業者に配布するなどして活用してください。また、都道府県の社会保険労務士会による無料相談窓口も設置されています。

北海道社会保険労務士会 電話：011-520-1951（原則、コールバック対応）

- 令和2年10月の法改正により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意してください。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意してください（作業員名簿の作成）。
- 労働者の現場入場時の社会保険加入確認においてCCUS活用の原則化が予定されてい

ます。

- 建設労働者の更なる福祉向上のため、法定外労災補償制度への加入促進について下請業者に周知してください。
- 労災保険に加入できない大工、左官、とびなど、労働者を使用しないで建設の事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方等に対し、特別に労働者災害補償保険への任意加入を認めている「特別加入制度」の周知に努めてください。

(4) 雇用条件の改善

- 労働時間の短縮、休日制の確立、労働災害の防止、適切な賃金の確保、退職金制度、各種保険制度への加入など労働条件の改善を図ってください。
- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金、労働時間、休日等の労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。受注者の労働者はもとより、下請負に付す場合は、その労働者も含めて雇入通知書（労働条件通知書）を交付するよう徹底してください。
- 雇入れ日から起算して 6 か月継続勤務し、全労働日の 8 割以上出勤した労働者（する予定の者）には、最低 10 日の年次有給休暇を付与してください（労働基準法第 39 条）。また、就労期間中の前倒し付与等により有給休暇の取得が図られるよう努めてください。
- 季節労働者を雇用した場合、有給休暇の付与（前倒し付与を含む。）などが図られるよう努めてください。
- 公共工事設計労務単価（国土交通省、農林水産省の二省単価）や予定価格には、社会保険料相当額（事業主負担分、労働者負担分）が勘案されていることから、その主旨を御理解の上、労働者に適切な水準の賃金を支払うよう配慮してください。なお、公共工事設計労務単価は、所定労働時間内 8 時間当たりの労務単価として設定されており、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費が含まれていませんので留意してください。
- 下請業者（二次以下の下請業者を含む。）に雇用される労働者についても、市から配布している「労働者に対する適切な賃金水準の確保について」を下請業者に配布し、元請業者の労働者に対するものと同様に適切な水準の賃金の支払を要請していただきますようお願いいたします。

5 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休 2 日の推進について

- 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号）において、建設業についても、令和 6 年 4 月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則が適用されているので留意してください。
- 適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休 2 日など休日の確保や長時間労働の是正などに努めてください。

6 事故防止について

- 労働災害等の防止については、受注者の労働者はもとより、下請業者の労働者も含め、安全教育、工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期してください。

7 資金調達の円滑化について

- 前払金（中間前払金を含む。）については、工事請負契約約款第 31 条により、支払に充当できる経費が定められています。使途目的以外の使用は認められません
- 中間前払金制度は、部分払と比較し事務手続きが簡略化されており、有利子負債の低減による金利負担の軽減など経営体質強化への貢献が期待でき、下請業者や資材業者の資金繰りを円滑にし、地域経済への一定の効果も期待されることから、積極的な活用に努

めてください。請求手続きは、中間前払金の支払要件を満たした時点で速やかに「中間前金払認定請求書」を提出し、市の認定を経て、請求となります。

- 公共工事請負代金債権（未施工部分を含む。）を譲渡担保に融資を受けられる地域建設業経営強化融資制度（国土交通省創設）は、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定に基づき苫小牧市から債権譲渡承諾を得ることで利用いただくことができます。
- 工事完成後に同項ただし書きの規定に基づき苫小牧市から債権譲渡承諾を得ることで、完成工事未収入金債権を金融機関等に譲渡することもできます。
- 元請業者は、経営の安定化を図るとともに、下請代金や労働者賃金の適正な支払に十分配慮してください。

8 消費税及び地方消費税について

- 苫小牧市の工事請負代金には消費税及び地方消費税が含まれています。下請契約、資材購入等において、消費税及び地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結してください。

9 工事格付について（格付のある16業種のみ対象）

- 令和3年度以降、本市の競争入札参加資格者の有効期間は4年となっておりますが、市内の工事登録業者の格付については、中間年に経営事項審査及び発注者別評価点の審査による見直しを行います（中間審査）。
- 中間審査の日程や審査事項、提出書類については、「競争入札参加資格審査申請の手引き」に記載しているほか、申請期間到来前に市ホームページ等で周知しますので、本市の工事等の受注を希望する場合は御確認いただき期間中に申請をお願いします。
- 国や地方公共団体等が発注する建設業許可を必要とする公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受けなければならないとされているので、審査基準日（決算日）から切れ目なく公共工事を請け負うことができるよう、経営事項審査を受審してください。

10 関係者への配慮について

- 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送業者等に対しても、上記1から10までの事項に準じた配慮をお願いします。

11 暴力団等の排除について

- 苫小牧市では、苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例及び苫小牧市暴力団等排除措置要綱に基づき、公共事業から暴力団等の排除に取り組んでいます。元請業者におかれましては、下請契約（二次以下を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、暴力団等の排除に積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めてください。

12 その他

- 上記の各項目や契約に関する不履行、違法行為等があった場合は、苫小牧市競争入札参加資格者指名停止等措置要領等に基づく指名停止等を行うことがあります。

（令和6年11月）